

# 熊谷市同和対策審議会

日 時 平成26年7月24日（木）  
午前10時から

場 所 熊谷市立商工会館 3の3会議室

## 目 次

・熊谷市同和対策審議会次第	1
・熊谷市同和対策審議会委員名簿	2
・議題(1) 会議の公開又は非公開について	3
・議題(2) 平成 25 年度 人権教育・啓発事業実績について	
◎ 学校教育	4
◎ 社会教育	5
◎ 人権政策推進事業	7
◎ 生活相談事業	7
◎ 人権問題啓発事業	8
◎ 同和対策事業振興補助事業	9
◎ 隣保館運営事業	9
・議題(3) 平成 26 年度 人権教育・啓発事業計画について	
◎ 学校教育	11
◎ 社会教育	11
◎ 人権政策推進事業	13
◎ 生活相談事業	14
◎ 人権問題啓発事業	14
◎ 同和対策事業振興補助事業	15
◎ 隣保館運営事業	15
・参考 熊谷市同和対策審議会条例	17

## 熊谷市同和対策審議会会議次第

1 開 会

2 委嘱状の交付

3 市長あいさつ

4 自己紹介

5 会長の選出

6 会長あいさつ

7 議 題

(1) 平成24年度 人権教育・啓発事業実績について【報告】

(2) 平成25年度 人権教育・啓発事業計画について【報告】

(3) 行政視察について

(4) その他

8 閉 会

## 熊谷市同和対策審議会委員名簿

平成26年4月1日現在

NO	組織構成	氏名	
1	市議会議員	新井昭安	
2	市議会議員	加賀崎千秋	
3	知識経験者	池田三男	
4	知識経験者	小野寺一規	
5	知識経験者	川田勇	
6	知識経験者	田口利一	
7	知識経験者	小林久男	
8	知識経験者	成塚道夫	
9	人権擁護委員	滝田和子	
10	人権擁護委員	田島初男	
11	民生委員	岡本迪子	
12	教育長	野原晃	
13	市立小中学校長	水庭桂子	
14	市立小中学校長	内田忠行	

## (1) 会議の公開又は非公開について

「熊谷市附属機関の会議の公開に関する要綱」が平成20年10月1日から施行され、附属機関の会議について原則公開となり、会議の傍聴及び会議記録を公開することとなった。

本審議会も対象となる機関であるため、次のとおり協議する。

### 1 会議の公開又は非公開について

#### 前回の結論

会議を原則公開する。ただし、あらかじめ、公開できない議案が審議されることが明白な場合は、事前に協議のうえ、非公開とする場合もある。

### 2 会議記録の公開について

#### 前回の結論

- ① 会議記録の内容 会議の要旨をまとめて公開する。
- ② 委員の氏名の記載 委員の氏名を記載する。

### 3 傍聴人の定数

前回の結論 5人とする。

### 4 傍聴手続

前回の結論 先着順とする。

## (2) 平成25年度 人権教育・啓発事業実績について

### ◎ 学校教育

- 1 児童生徒人権作文集「じんけんくまがや」(第8集)発行(社会教育課と共催)
- 2 教育研究委嘱校の発表(平成24年度～平成25年度の委嘱)
  - ・大幡小学校 平成25年11月2日(土)  
自他を認め、よりよい人間関係を築くことのできる児童の育成  
－「つながり」を意識した授業を通して－
  - ・玉井中学校 平成25年11月2日(土)  
豊かな心を持ち、ともに学び合う生徒の育成  
－言語活動の充実を図り、思考力・判断力・表現力を育成する授業を通して－
  - ・熊谷西小学校 平成25年11月2日(土)  
「活用力を持ち、心豊かでたくましく生きる児童の育成」
  - ・大麻生中学校 平成25年11月2日(土)  
「社会で必要とされる力をもった心豊かな生徒の育成」  
－心に響く道德の時間と、家庭・地域と連携した体験活動をとおして－
- 3 人権教育研修会の実施
  - (1) 各種研修会
    - ・学校人権教育研修会(7、8月)  
「差別の現実から学ぶ」講師 小野寺一規氏  
「児童・生徒の豊かな人権感覚をはぐくむ」講師 大澤 聡 学校教育課指導主事
    - ・人権教育主任研修会(5、8、2月)
    - ・児童生徒支援加配教員研修会(5、8、1月)
    - ・指導委員、研究協力員人権教育研修会(5月)  
「学校における人権教育の推進について」講師 森田昌孝 社会教育課指導主事
    - ・人権教育主任同和教育研修会(7月)  
学校人権教育の取組について 小・中各1校の実践発表(大幡小、玉井中)  
「差別の現実から学ぶ」講師 小野寺一規氏  
意見交換
    - ・管理職同和教育研修会 等  
校長対象「差別の現実から学ぶ」講師 小野寺一規氏  
教頭対象「差別の現実から学ぶ」講師 小野寺一規氏
  - (2) 各小中学校における校内人権教育研修会(社会教育課と共催)

#### 4 人権教育担当指導主事の学校訪問

### ◎ 社会教育

#### 1 人権同和問題に関する啓発活動

##### (1) 市報『くまがや』による啓発

年2回（8月の強調月間、12月の人権週間にあわせて）

##### (2) 人権・同和問題啓発資料の作成と啓発

- ・啓発冊子「わたしたちに できること」72, 500部作成（人権政策課と共催）  
（5月毎戸配布及び公民館などでの人権研修会で活用）
- ・成人式にて啓発チラシの配布

##### (3) その他

- ・市庁舎懸垂幕及び広告塔（市内14ヶ所）での啓発（人権政策課と共催）
- ・人権ポスター、標語作品展（人権政策課と共催）  
平成25年12月9日（月）～13日（金）市庁舎1階ロビー
- ・啓発用うちわ配布（うちわ祭）
- ・啓発用ポケットティッシュ等の配布
- ・人権啓発用ビデオの貸し出し

#### 2 集会所を拠点とした取組

##### (1) 小・中学生ハートフル学級の開催

- ・学校数18校（小学校10校、中学校8校）

##### (2) 成人ハートフル学級の開催

- ・14集会所、31教室開講

#### 3 公民館を拠点とした取組

公民館で実施している生涯学習講座に人権・同和問題研修会を位置づけ、さらに差別の現実に学ぶ研修を実施した。

- ・31公民館 34回実施 受講者 1,498人

#### 4 ハートフルセミナー「人権問題研修会・指導者養成講座」の開催（人権政策課と共催）

ところ：江南総合文化会館「ピピア」

- ・平成26年1月21日（火）  
講師：三木由希子氏（NPO法人情報公開クリアリングハウス理事長）  
「悩みのある子どもと家庭への理解と支援」

- ・平成26年1月28日（火）  
講師：小杉康博氏（埼玉県人権推進課講師）  
「同和問題の解決をめざして」

- ・平成26年2月8日（土）  
講師：森田正光氏（お天気キャスター）  
「異常気象と災害」

## 5 社会教育関係機関・団体等を対象とした取組

公民館長、小中学校職員、同PTA、市職員、保育士等に対する研修を実施した。

### （1）市職員・保育士等人権問題研修会

- ・新規採用職員：4月 1回実施
- ・全職員：7月～10月 参加人数 1,854人

### （2）各小中学校における校内人権教育研修会（学校教育課と共催）

### （3）各種学級等での研修会

家庭教育学級、市民大学、小中学生への講話等

## 6 企業を対象とした取組

### （1）企業人権問題研修会

- ・3社 4回派遣 参加者 187人

### （2）企業訪問

- ・人権に関する啓発として市内企業に職員が訪問した。（人権政策課と共催）

### （3）ハートフルセミナー「人権問題指導者養成講座」の開催通知の発送

## 7 熊谷市人権教育推進協議会の取組

学校教育、社会教育関係者及び関係団体、知識経験者により構成。

理事会、専門委員会を組織し、同和問題を中心とした人権問題の解決を目指す。

- ・理事会 平成25年6月4日（火）
- ・総会 平成25年7月2日（火）



- (1) 指導者研修会（県外視察）  
平成25年8月8日（木）
  - ・ 栃木県足利市「こころみ学園」ほか視察
  
- (2) 街頭啓発  
平成25年7月22日（月）
  - ・ うちわ祭にて啓発うちわ配布（3,000本）
  
- (3) 児童生徒人権作文集『じんけんくまがや』
  - ・ 第8集を平成25年12月に発行（学校教育課と共催）
  
- (4) 「人権教育ニュース」
  - ・ 第15号を平成25年10月発行
  - ・ 第16号を平成26年 3月発行
  
- (5) 人権に関する意識調査（第8回）
  - ・ 成人対象 平成25年9月～10月実施

## ◎ 人権政策推進事業

### 1 熊谷市同和対策審議会

市長の諮問に応じ、同和問題に関する事項について調査審議した。

- ・ 審議会 平成25年7月24日（水）
- ・ 行政視察 平成26年1月30日（木）～31日（金）  
視察先：長野市・長野県人権啓発センター

### 2 大里郡市同和対策推進協議会

同和問題解決のための調査、研究事業や同和問題の早期解決に寄与するため、大里郡市1市（熊谷市）1町（寄居町）で組織。

### 3 各運動団体の研修会への参加

同和問題をはじめとする人権課題への認識を深めるため、各運動団体が開催する研修会等へ参加した。

## ◎ 生活相談事業

### 1 生活相談

人権政策課内及び電話で、生活相談員が相談に応じて、関係機関の紹介や助言を行った。

- ・ 窓口相談 6件
- ・ 電話相談 7件
- ・ 住宅資金徴収時相談 0件

## 2 巡回生活相談

市内20集会所において相談所を開設し、生活相談員を中心に相談に応じ、関係機関の紹介や助言を行う場を設けた。

- ・ 巡回生活相談 2件

## 3 住宅資金貸付金償還相談

住宅資金督促・集金の際、生活状況等に係る相談を受け、分割償還の継続を促した。

- ・ 訪問（延べ件数） 362件
- ・ 来訪（延べ件数） 22件

# ◎ 人権問題啓発事業

## 1 大里郡市人権フェスティバルの開催

地域住民の文化活動の推進と人権団体との交流、促進を図るとともに、人権意識、人権感覚の高揚に資することを目的として開催した。

- ・ 平成25年10月12日（土） 参加者 600人  
江南総合文化会館「ピピア」

## 2 人権ポスター・標語の募集

(1) 市内の児童（ポスター6年生・標語5年生）に募集を行い、応募作品の中から優れた作品を表彰するとともに、人権フェスティバルなどの啓発活動に活用した。

(2) 人権ポスター・標語作品展（社会教育課と共催）

- ・ 平成25年12月9日（月）～13日（金）

人権週間期間中に児童の優れた作品を市庁舎1階ロビーに展示した。

保育所（中条・箱田・大里第一）の子どもたちの作品展も同時開催した。

## 3 その他

(1) 市庁舎に懸垂幕を常掲

- ・ 「お互いの人権みとめて明るい社会」

(2) 啓発物品の作成、配布

(3) 人権尊重都市宣言広告塔設置

- ・ 市庁舎前、熊谷消防署、三尻公民館、熊谷衛生センター等（市内14箇所）

- (4) 啓発冊子の作成（社会教育課と共催）
  - ・「わたしたちに できること」72, 500部作成
- (5) 啓発ビデオ（DVD）の購入
  - ・「自他尊重のコミュニケーションと職場の人権1」
  - ・「自他尊重のコミュニケーションと職場の人権2」
- (6) チューリップの球根の配布
  - ・人権の花として市内の小学校10校に配布した。
- (7) 人権啓発うちわの配布
- (8) 住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度の周知

## ◎ 同和対策事業振興補助事業

### 1 熊谷市同和対策事業振興補助金

熊谷市同和対策事業振興補助金交付要綱に基づき以下の7団体に交付した。

- ・ 部落解放同盟埼玉県連合会熊谷市協議会
- ・ 部落解放愛する会埼玉県連合会熊谷市協議会
- ・ 埼玉県地域人権運動連合会熊谷市協議会
- ・ 部落解放正統派埼玉県連合会熊谷支部
- ・ 北埼・埼葛「同和対策」運動連合会熊谷支部
- ・ 同和会埼玉県連合会大里支部
- ・ 埼玉：県北同和会妻沼支部

## ◎ 隣保館運営事業

### 1 春日文化センター祭り

地域住民交流と同和問題に対する理解と知識を高めるため開催した。

- ・ 平成25年5月18日（土） 参加者 275人

### 2 人権講演会の開催

春日文化センター利用者等を対象に、人権講演会を開催した。

- ・ 平成26年2月13日（木） 参加者 60人  
「わたしたちに できること」講師 江森貴文 社会教育課指導主事

### 3 各種講習会の開催

地域住民の交流と同和問題に対する理解と知識を高めるため、各種教室を開催した。

- ・ 60回開催 参加者 636人

### 4 クラブ活動の奨励

地域住民の交流を深めるため、地域に根ざしたクラブ活動を奨励した。

- ・ 登録団体 20団体

### 5 その他貸館

行政・教育、自治会、サークル活動等に対する貸館

- ・ 各種サークル活動等 551回
- ・ 運動団体利用、集会所学習等 52回

### 6 施設の修繕等

- ・ トイレ改修、誘導灯バッテリー交換等 45, 110円

### 7 節電対策

#### (1) 照明の一部消灯

- ア 蛍光灯をはずすなどして、概ね使用率を7割程度に抑える。(屋内)
- イ 4基ある夜間照明用の水銀灯のうち1基を消灯。(屋外)
- ウ トイレ、湯沸室は使用時以外消灯。
- エ 昼休みは原則全消灯。ただし、利用者がある場合を除く。

#### (2) 冷房

- ア 室内温度 室内温度は28度とする。
- イ 使用制限 ロビーのエアコンの使用を中止する。

#### (3) ブラインド、カーテンの開閉

直射日光の入る時間帯はブラインド、カーテンを閉める。

#### (4) コンセントの利用制限

- ア 業務に直接関係のない電化製品への利用禁止。
- イ 配線経路の見直しやタコ足配線の解消。

なお、実施期間は平成25年5月1日(水)から平成25年10月19日(土)まで(職員課のクールビズと同期間)。

### (3) 平成26年度 人権教育・啓発事業計画について

#### ◎ 学校教育

- 1 児童生徒人権作文集「じんけんくまがや」(第9集)発行(社会教育課と共催)
- 2 教育研究委嘱校の発表(平成25年度～平成26年度の委嘱)
  - ・久下小学校、富士見中学校
- 3 人権教育研修会の実施
  - (1) 各種研修会
    - ・学校人権教育研修会(7月)
    - ・人権教育主任研修会(5、8、2月)
    - ・児童生徒支援加配教員研修会(5、8、1月)
    - ・指導委員、研究協力員人権教育研修会(5月)
    - ・人権教育主任同和教育研修会(8月)  
フィールドワーク「武州鼻緒騒動の現場を歩く」(法恩寺、岩殿観音)
    - ・管理職同和教育研修会(校長、教頭)等
  - (2) 各小中学校における校内人権教育研修会(社会教育課と共催)
- 4 人権教育担当指導主事の学校訪問

#### ◎ 社会教育

- 1 人権同和问题に関する啓発活動
  - (1) 市報『くまがや』による啓発
    - 年2回(8月の強調月間、12月の人権週間にあわせて)
  - (2) 人権・同和问题啓発資料の作成と啓発
    - ・啓発冊子「わたしたちに できること」作成(人権政策課と共催)  
(5月毎戸配布及び公民館などでの人権研修会で活用)
    - ・成人式にて啓発チラシの配布
  - (3) その他
    - ・啓発用うちわ配布(うちわ祭)

- ・啓発用ポケットティッシュ等の配布
- ・人権啓発用ビデオの貸し出し

## 2 集会所を拠点とした取組

- (1) 小・中学生ハートフル学級の開催
- ・学校数18校（小学校10校、中学校8校）

- (2) 成人ハートフル学級の開催
- ・14集会所、30教室開講予定

## 3 公民館を拠点とした取組（市内36公民館）

公民館で実施している生涯学習講座に人権・同和問題研修会を位置づけ、さらに差別の現実に学ぶ研修を実施する。

## 4 ハートフルセミナー「人権問題研修会・指導者養成講座」の開催（人権政策課と共催）

- ・平成27年1月中旬から2月上旬の3日間
- 大里生涯学習センター「あすねっと」

## 5 社会教育関係機関・団体等を対象とした取組

公民館長、小中学校職員、同PTA、市職員、保育士等に対する研修を実施する。

- (1) 市職員・保育士等人権問題研修会
- ・新規採用職員：4月
  - ・全職員：7月～10月実施予定

- (2) 各小中学校における校内人権教育研修会（学校教育課と共催）

- (3) 各種学級等での研修会
- ・家庭教育学級、市民大学、小中学生への講話等

## 6 企業を対象とした取組

- (1) 企業人権問題研修会

- (2) 企業訪問

- (3) ハートフルセミナー「人権問題指導者養成講座」の開催通知の発送

## 7 熊谷市人権教育推進協議会の取組

学校教育、社会教育関係者及び関係団体、知識経験者により構成。

さらに理事会、専門委員会を組織し、様々な人権問題の解決を目指す。

- ・理事会 平成26年5月30日（金）
- ・総会 平成26年6月24日（火）

### (1) 指導者研修（県外視察）

平成26年8月1日（金）

- ・視察場所 群馬県草津町「国立療養所 栗生楽泉園」ほか

### (2) 街頭啓発

平成26年7月22日（火）

- ・うちわ祭にて啓発うちわ配布（3,000本）

### (3) 児童生徒人権作文集「じんけんくまがや」

- ・第9集を平成26年12月に発行予定（学校教育課と共催）

### (4) 「熊谷人権教育ニュース」

- ・第17号を平成26年10月に発行予定
- ・第18号を平成27年3月に発行予定

### (5) 人権に関する意識調査「第9回」

- ・高校生対象 平成26年9月実施予定

## ◎ 人権政策推進事業

### 1 熊谷市同和対策審議会

市長の諮問に応じ、同和問題に関する事項について調査審議する。

- ・審議会 平成26年7月24日（木）

### 2 大里郡市同和対策推進協議会

同和問題解決のための調査、研究事業や同和問題の早期解決に寄与するため、大里郡市1市（熊谷市）1町（寄居町）で組織する。

### 3 各運動団体の研修会への参加

同和問題をはじめとする人権課題への認識を深めるため、各運動団体が開催する研修会等へ参加する。

## ◎ 生活相談事業

### 1 生活相談

人権政策課内及び電話で、生活相談員が相談に応じて、関係機関の紹介や助言を行う。

### 2 巡回生活相談

市内20箇所（集会所、隣保館）において相談所を開設し、生活相談員を中心に相談に応じ、関係機関の紹介や助言を行う。

・4月から毎月1、2回 午後1時30分～4時

### 3 住宅資金貸付金償還相談

窓口や住宅資金督促・集金の際、生活状況等に係る相談を受け、分割償還の継続を指導する。

## ◎ 人権問題啓発事業

### 1 大里郡市人権フェスティバルの開催

地域住民の文化活動の推進と人権団体との交流、促進を図るとともに、人権意識、人権感覚の高揚に資することを目的として開催する。

・平成26年度予定 10月18日（土） 江南総合文化会館「ピピア」

### 2 人権ポスター・標語の募集

#### （1）人権ポスター・標語の募集

市内の児童（ポスター6年生・標語5年生）に募集を行い、応募作品の中から優れた作品を表彰するとともに、人権フェスティバルなどの啓発活動に活用する。

#### （2）人権ポスター・標語作品展（社会教育課と共催）

毎年人権週間期間中に、児童の優れた作品を市庁舎1階ロビーに展示する。  
また同時に、保育所（上須戸・吉見）の子どもたちの作品展も開催する。

### 3 その他

#### （1）市庁舎に懸垂幕を常掲

・「お互いの人権みとめて明るい社会」

#### （2）啓発物品の作成、配布

#### （3）人権尊重都市宣言広告塔設置（社会教育課と共催）

・市庁舎前、熊谷消防署、三尻公民館、熊谷衛生センター等（市内14箇所）



- (4) 啓発冊子の作成（社会教育課と共催）
  - ・「わたしたちに できること」作成
- (5) 啓発ビデオの購入
  - ・ 2本購入予定
- (6) チューリップの球根の配布
  - ・ 人権の花として市内の小学校 14校に配布予定
- (7) 人権啓発うちわの配布
- (8) 住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度の周知

## ◎ 同和対策事業振興補助事業

### 1 熊谷市同和対策事業振興補助金

熊谷市同和対策事業振興補助金交付要綱に基づき以下の7団体に交付する。

- ・ 部落解放同盟埼玉県連合会熊谷市協議会
- ・ 部落解放愛する会埼玉県連合会熊谷市協議会
- ・ 埼玉県地域人権運動連合会熊谷市協議会
- ・ 部落解放正統派埼玉県連合会熊谷支部
- ・ 北埼・埼葛「同和対策」運動連合会熊谷支部
- ・ 同和会埼玉県連合会大里支部
- ・ 埼玉：県北同和会妻沼支部

## ◎ 隣保館運営事業

### 1 春日文化センター祭り

地域住民交流と同和問題に対する理解と知識を高めるため開催した。

- ・ 平成26年5月17日（土） 参加者 270人

### 2 人権講演会の開催

春日文化センターの利用者等を対象に、人権講演会を開催する。

### 3 各種講習会の開催

地域住民の交流と同和問題に対する理解と知識を高めるため、各種教室を開催する。

#### 4 クラブ活動の奨励

地域住民の交流を深めるため、地域に根ざしたクラブ活動を奨励する。

#### 5 その他貸館

行政・教育、自治会、サークル活動等に対する貸館。

#### 6 施設の修繕等

・屋上防水改修工事	予算額	8,000,000円
・生活改善室空調機改修工事	予算額	448,200円
・事務室パソコン、プリンタ購入	予算額	300,000円

#### 7 節電対策

##### (1) 照明の一部消灯

ア 蛍光灯をはずすなどして、概ね使用率を7割程度に抑える。(屋内)

イ 4基ある夜間照明用の水銀灯のうち1基を消灯。(屋外)

ウ トイレ、湯沸室は使用時以外消灯。

エ 昼休みは原則全消灯。ただし、利用者がある場合を除く。

##### (2) 冷房

ア 室内温度 室内温度は28度とする。

イ 使用制限 ロビーのエアコンの使用を中止する。

##### (3) ブラインド、カーテンの開閉

直射日光の入る時間帯はブラインド、カーテンを閉める。

##### (4) コンセントの利用制限

ア 業務に直接関係のない電化製品への利用禁止。

イ 配線経路の見直しやタコ足配線の解消。

以上節電に努め、2ヶ月ごとに節電チェックシートによる点検を行う。

## 熊谷市同和対策審議会条例

平成 17 年 12 月 27 日

条例第 244 号

(設置)

第 1 条 同和問題の解決を図るため、熊谷市同和対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、同和問題に関する事項について調査審議し、答申するとともに、建議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 人権擁護委員
- (4) 民生委員
- (5) 教育長
- (6) 市立小中学校の長

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第 7 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。